

あったか、健康、安心な信州の住まい

信州健康ゼロエネ住宅で暮らしませんか

信州健康ゼロエネ住宅は、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境と森林資源を活かし、エネルギー使用量を実質ゼロにするなど、これからの時代を真剣に考えた、人と環境にやさしい魅力的な木造住宅です。

(写真) “信州の木” 建築賞 受賞作品



優れた断熱性能

四季を通して快適で健康的な住まい

恵まれた日照の活用

エネルギー自給で
家計にやさしい住まい

恵まれた自然との共生

五感で感じる
住み心地の良い住まい

恵まれた森林資源の活用

木の温もりの住まい
木質バイオマスの活用

信州健康ゼロエネ住宅 4つのメリット



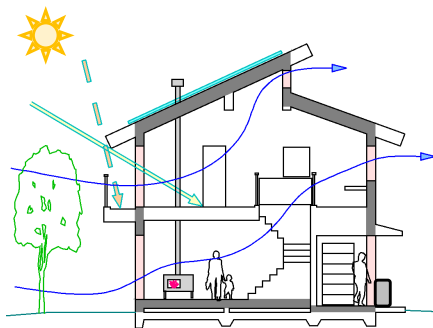
光熱費が安い

- ・月々の支払いがお得
(住宅ローン+光熱費)



災害にもしなやか

- ・高い耐震性能
・停電時にも電気が使える



信州健康ゼロエネ住宅イメージ



健康で快適

- ・血圧の安定
・ヒートショック防止
・アレルギー抑制
・体感温度の向上



豊かな暮らしを実現

- ・県産木材の温もり
・地域とのつながり
・景観との調和

人間社会の存続を脅かす地球温暖化を止めるために
あなた自身が快適で健康的な毎日を送るために
次の世代の子どもたちの未来を守るために
今、住まいづくりを考えましょう

長野県知事 阿部 奇一



信州健康ゼロエネ住宅指針の
詳細は左のQRコードからご覧ください。

信州健康ゼロエネ住宅助成金の
詳細は内面をご覧ください。

信州健康ゼロエネ住宅助成金【新築タイプ】

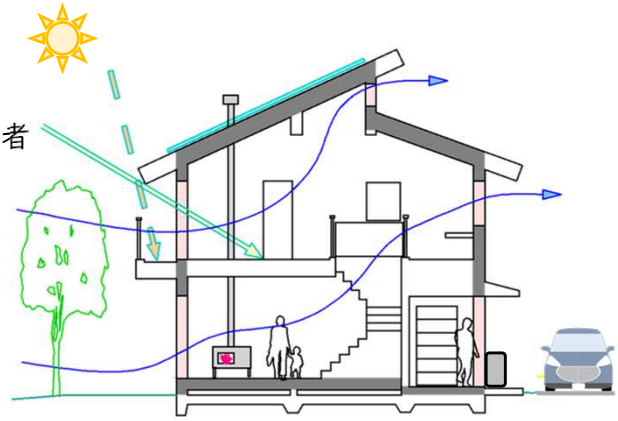


長野県では住宅分野における2050ゼロカーボン実現に向け、信州健康ゼロエネ住宅指針^{※1}の基準に適合し、県産木材^{※2}を活用した住宅を新築する場合に、**最大200万円**を助成します。

助成対象者

以下の①～③のいずれかに該当する**県内に主たる事務所を置く者**

- ① 住宅を新築する者で、住宅取得者と工事請負契約を締結する者
(例：注文住宅を新築する工務店)
- ② 住宅を新築する者と工事請負契約及び住宅取得者と売買契約を締結する者
(例：分譲住宅を供給する宅地建物取引業者)
- ③ 住宅を新築する者で、住宅取得者と売買契約を締結する者
(例：分譲住宅を自ら新築する工務店兼宅地建物取引業者)



信州健康ゼロエネ住宅イメージ

助成対象住宅

県内に新築する基本項目のすべてに適合する住宅

助成金額

基準毎の基本額に、選択項目に応じた金額を加算

ただし、地域条件等により基本項目9に適合しない場合は（ ）内の助成金額となります。

区分	基本額	助成金額の上限
最低基準 ^{※3}	50万円 (40万円)	110万円 (80万円)
推奨基準 ^{※4}	120万円 (110万円)	180万円 (150万円)
先導基準 ^{※5}	140万円 (130万円)	200万円 (170万円)

助成要件

基本項目	選択項目		
1 一戸建ての木造住宅 (又は店舗等の床面積が1/2未満の店舗併用住宅)	①～⑤のいずれかの要件に該当する場合は、右欄に掲げる金額を加算 (加算額の上限は60万円)		
2 住宅部分の床面積が75～280㎡	要件	加算額	
3 県内に主たる事務所を置く者が施工			
4 一般向けの住宅見学会を実施 ^{※6}	①	県産木材を0.12～0.16㎡/㎡使用	10万円
5 住宅部分が最低基準、推奨基準又は先導基準に適合		県産木材を0.16㎡/㎡以上使用	20万円
6 県産木材を3㎡又は仕上材として30㎡以上使用	②	伝統技能を活用 (左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の木製建具及び畳のいずれか2つ以上)	10万円
7 耐震性能 (以下の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすもの) (ア) 建築基準法施行令第46条に定める壁量の1.25倍 (イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に基づく住宅性能表示基準の耐震等級 (倒壊等防止) 等級2以上の取得 (ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定の取得		③	再生可能エネルギー設備等を導入 (以下の(カ)～(キ)のいずれかを満たすもの) (カ) 太陽熱利用給湯システム (集熱面積4㎡以上) (キ) 蓄電池 (蓄電容量4kWh以上)
8 災害危険区域 ^{※7} 及び土砂災害特別警戒区域 ^{※8} の範囲外	④		県が定めるゼロエネルギー達成 ^{※10}
9 再生可能エネルギー設備等を設置 ^{※9} (以下の(エ)又は(オ)のいずれかを満たすもの) (エ) 太陽光発電システム (システム容量3kWh以上) (オ) 木質ペレットストーブ又は薪ストーブ		⑤	長期優良住宅認定の取得

※1 信州の恵まれた自然環境と森林資源を生かした快適で健康な「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進し、その建築手法等を提示するために策定したものです。

※2 信州木材認証製品として認証を受けた木材又は県内で産出されたことが証明できる木材が対象となります。

※3 ゼロエネルギー達成に向けて最低限確保すべき基準 (外皮性能及び一次エネルギー消費量)

※4 環境負荷の低減と快適性を高次元で達成する基準 (外皮性能及び一次エネルギー消費量)

※5 環境負荷を極限まで抑えるチャレンジ基準 (外皮性能及び一次エネルギー消費量)

※6 普及啓発を目的として見学会を実施していただくほか、県ホームページにて事例紹介をさせていただきます。(個人が特定されない内容のみ。交付申請書をご確認ください。)

※7 建築基準法第39条第1項の規定により指定された区域

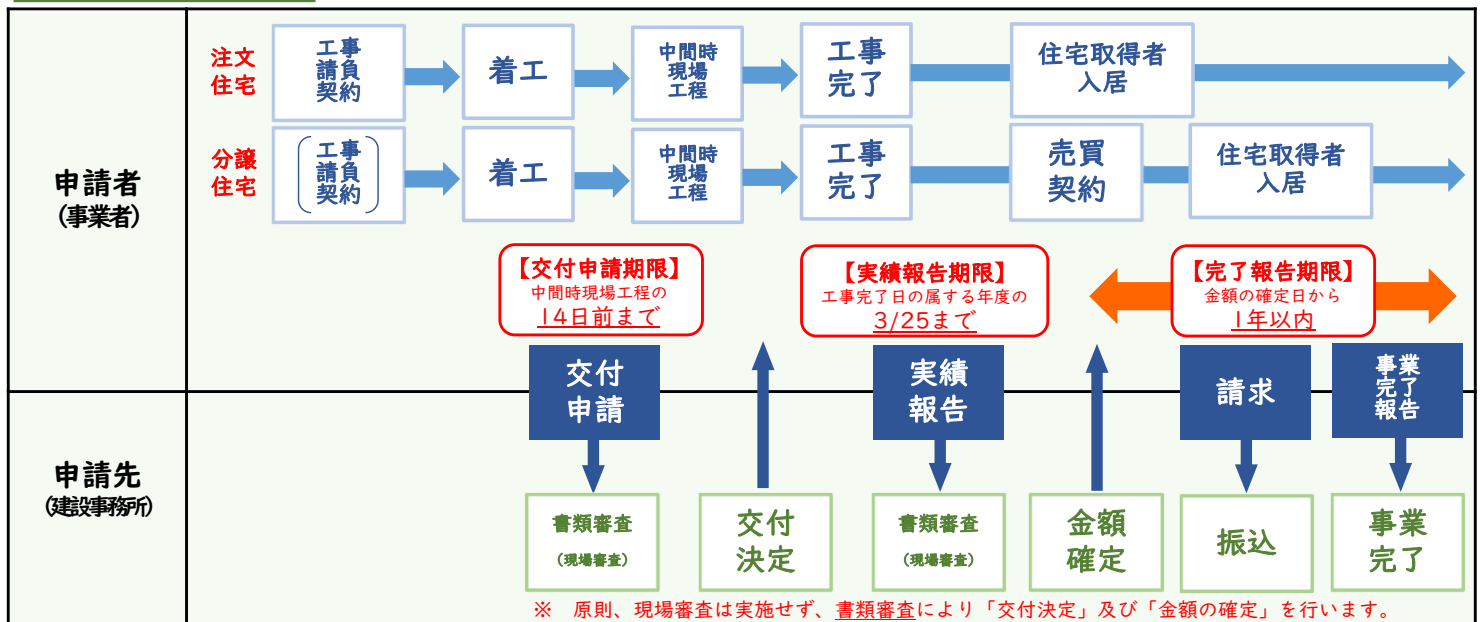
※8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された区域

※9 地域条件等により設置が難しい場合を除きます。

※10 太陽光発電設備による創エネルギーのほか、木質バイオマス暖房設備による暖房エネルギーの低減を考慮し、正味ゼロエネルギーを達成することをいいます。

◎ 詳細は「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱」、「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要領」をご確認ください。

申請手続きの流れ



注意事項

金額の確定日から1年以内に事業完了報告書の提出が必要です。
助成対象住宅へ入居が確認できる書類を添付の上、早めに事業完了報告書の提出をお願いします。
 1年以内に事業完了報告がされない場合、**助成金の返還**となりますのでご注意ください。
 「こどもエコ住まい支援事業」など、**国が実施する事業や他の国庫補助事業等との併用はできません。**

募集期間 <いずれも、令和5年度中に交付決定を受けるものが対象>

	第1期	第2期
募集期間※11	令和5年4月15日～令和6年2月15日	令和5年11月1日～令和6年3月15日
実績報告の時期	～令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和7年3月25日

※11 先着順で助成対象者を決定し、予算額に達した時点で募集を終了します。

申請書類

申請書類の様式はホームページからダウンロードできます。また、添付書類の一覧も掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/joseikin.html>

信州健康ゼロエネ住宅

申請・お問い合わせ先

助成対象住宅の所在地を管轄する建設事務所の建築担当課が受付窓口です。

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

名称	電話番号
佐久建設事務所 建築課	0267-63-3160
上田建設事務所 建築課	0268-25-7142
諏訪建設事務所 建築課	0266-57-2923
伊那建設事務所 建築課	0265-76-6830
飯田建設事務所 建築課	0265-53-0468

名称	電話番号
木曾建設事務所 整備・建築課	0264-25-2229
松本建設事務所 建築課	0263-40-1935
大町建設事務所 整備・建築課	0261-23-6524
長野建設事務所 建築課	026-234-9530
北信建設事務所 建築課	0269-23-0220

信州健康ゼロエネ住宅助成金の詳細はこちら
 助成金の詳細は右のQRコードからご覧ください。



	信州健康ゼロエネ住宅助成金	(国) こどもエコ住まい支援事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・新築注文住宅 ・新築分譲住宅 ただし、県内に主たる事務所を置く者が県内に新築又は分譲する住宅に限る。 ※ 建築主又は購入者が対象住宅に住民票を移さない場合、対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・新築注文住宅 ・新築分譲住宅 ただし、子育て世帯 ^{※1} 又は若者夫婦世帯 ^{※2} が取得する住宅に限る。
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる事務所を置く者 (工務店・宅地建物取引事業者) ※ 申請にあたり登録は不要です。	登録事業者 ^{※3}
主な要件	【外皮性能】 <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準 (ZEH基準以上) ・推奨基準 (断熱等性能等級6・G2以上) (環境負荷の低減と快適性を高次元で達成する基準) ・先導基準 (断熱等性能等級7・G3以上) (環境負荷を極限まで抑えるチャレンジ基準) 【一次エネルギー消費量削減率】 <ul style="list-style-type: none"> ・▲20% (再生可能エネルギーを除き) 【県産木材の活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・構造材等3㎡又は仕上材30㎡以上 【再生可能エネルギー設備等の設置】 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム(3kWh以上)又は木質バイオマス暖房設備の設置 (ペレットストーブ・薪ストーブ) ※ 地域条件等により設置できない場合を除きます。	【外皮性能】 <ul style="list-style-type: none"> ・ZEH基準 (強化外皮基準) 【一次エネルギー消費量削減率】 <ul style="list-style-type: none"> ・▲20% (再生可能エネルギーを除き)
補助・助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・40万円～110万円 (最低基準) ・110万円～180万円 (推奨基準) ・130万円～200万円 (先導基準) 	・100万円 (定額)
他事業との併用の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・信州健康ゼロエネ住宅助成金とこどもエコ住まい支援事業の併用はできません。 ・市町村の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用が可能です。 ・詳細は申請先にお問い合わせください。 	
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設事務所 (整備・) 建築課 (前頁「申請・お問い合わせ先」参照) 	・こどもエコ住まい支援事業事務局

※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和4年4月1日時点で18歳未満(平成16(2004)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点で18歳未満(平成15(2003)年4月2日以降出生))の子)を有する世帯。

※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和57(1982)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和56(1981)年4月2日以降出生))の世帯。

※3 建築主や購入者に代わり、事業の手続き等を行う補助事業者として予めこどもエコ住まい支援事業事務局に事業者登録したものを。

【注意事項】 こどもエコ住まい支援事業に関するお問い合わせは、
こどもエコ住まい支援事業事務局 (ナビダイヤル: 0570-200-594) へお願いします。